# 吸収合併に係る事後開示書面

（会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面）

２０２４年４月１日

ユニプレス株式会社

# 吸収合併に係る事後開示書面

２０２４年4月1日

横浜市港北区新横浜一丁目１９番２０号
ユニプレス株式会社
代表取締役　　浦　西　信　哉

当社は、令和５年１２月１１日付けで株式会社ユニプレス技術研究所（以下「ユニプレス技術研究所」という）との間で締結した吸収合併契約（以下「本吸収合併」という。）に基づき、令和６年４月１日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、ユニプレス技術研究所を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。

本件吸収合併に関し、会社法第８０１条第１項および会社法施行規則第２００条に定める事項は下記のとおりです。

記

１．吸収合併が効力を生じた日
令和６年４月１日

２．吸収合併消滅会社における差止請求、反対株主の買取請求、新株予約権買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過

（１）差止請求
ユニプレス技術研究所は、当社の完全子会社であったため該当事項はありません。

（２）反対株主の買取請求
ユニプレス技術研究所は、当社の完全子会社であったため該当事項はありません。

（３）新株予約権の買取請求
ユニプレス技術研究所は、新株予約権を発行していないため該当事項はありません。

（４）債権者の異議
ユニプレス技術研究所は、令和５年１２月２２日付で官報に公告を行うとともに、同年同月２７日付にて電子公告を行いましたが、異議を述べた債権者はありませんでした。

３．吸収合併存続会社における差止請求、反対株主の買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過

（１）差止請求

本合併は簡易合併であるため該当事項はありません。

（２）反対株主の買取請求

本合併は簡易合併であるため該当事項はありません。

（３）債権者の異議

当社は、令和５年１２月２２日付で官報に公告を行うとともに、同年同月２７日付にて電子公告を行いましたが、異議を述べた債権者はありませんでした。

４．吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、効力発生日をもって、ユニプレス技術研究所の資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。

５．会社法７８２条第１項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面

ユニプレス技術研究所の事前開示書面は、別添のとおりです。

６．吸収合併の変更の登記をした日

令和６年４月１日

７．その他吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

（別添）

# 吸収合併に係る事前開示書面

（会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面）

２０２３年１２月１１日

株式会社ユニプレス技術研究所

# 吸収合併に係る事前開示書面

２０２３年１２月１１日

横浜市港北区新横浜三丁目１９番地１号
株式会社ユニプレス技術研究所
代表取締役　　塩　川　進　次

当社は、２０２３年１２月１１日付でユニプレス株式会社（以下「ユニプレス」という。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、２０２４年４月１日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社、ユニプレスを吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本件吸収合併」という。）を行うこととしました。本件吸収合併に関し、会社法第７８２条第１項および会社法施行規則第１８２条に定める事項は下記のとおりです。

記

１．吸収合併契約の内容（会社法第７８２条第１項）

２０２３年１２月１１日付で当社とユニプレスが締結した吸収合併契約書は、別紙１のとおりです。

２．合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第１８２条第１項第１号）

当社がユニプレスの完全子会社であることから、本件吸収合併に際して株式その他の金銭等の交付は行いません。

３．合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第１８２条第１項第２号）

該当事項はありません。

４．吸収合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第１８２条第１項第３号）

該当事項はありません。

５．計算書類等に関する事項（会社法施行規則第１８２条第１項第４号）

（１）吸収合併存続会社

①最終事業年度に係る計算書類等

ユニプレスは、有価証券報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

②最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象

最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

（２）吸収合併消滅会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象

最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

６．吸収合併が効力を生じる日以降における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第１８２条第１項第５号）

本件吸収合併効力発生日後のユニプレスの資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後のユニプレスの収益状況およびキャッシュ・フローの状況について、ユニプレスの債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。従って、本吸収合併後における当社の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

７．事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、ただちに開示いたします。

以上

（別紙１）

# 吸収合併契約書

ユニプレス株式会社（以下「甲」という）及び株式会社ユニプレス技術研究所（以下「乙」という）は、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という）を締結する。

第 1 条　（吸収合併）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という）を行う。

第 2 条　（商号及び住所）

本合併の当事者の商号及び住所は、次のとおりである。

甲：商号　ユニプレス株式会社
　　住所　横浜市港北区新横浜一丁目 19 番 20 号
乙：商号　株式会社ユニプレス技術研究所
　　住所　横浜市港北区新横浜三丁目 19 番 1 号

第 3 条　（本合併に際して交付する株式の数及び割当て等に関する事項）

甲は、本合併に際して、乙の株主に対し、その有する乙の株式に代わる株式その他の金銭等の交付を行わない。

第 4 条　（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本合併により増加する甲の資本金及び準備金の額等は、次のとおりとする。

① 増加する資本金の額　　0 円
② 増加する資本準備金の額　0 円
③ 増加する利益準備金の額　0 円

第 5 条　（効力発生日）

1. 本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という）は、2024 年 4 月 1 日とする。
2. 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、本合併の手続の進行上の必要その他の事由があるときは、効力発生日を変更することができる。

第 6 条　（本契約の承認等）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する機関決定を行う。なお、甲に関しては会社法第 796 条第 2 項に定める簡易合併の規定により、乙に関しては会社法第 784 条第 1 項に定める略式合併の規定により、

それぞれ本契約について株主総会の承認を得ず、取締役会の承認を得て合併する。

第 7 条　（本契約の変更等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により当事者の財政状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合その他本合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、本契約を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 8 条　（その他の事項）

本契約に定めのない事項その他本合併に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上、これを定める。

本契約締結の証として本書 1 通を作成し、甲乙電子署名の上、甲が保有し、乙がその写しを保有する。

2023 年 12 月 11 日

甲　横浜市港北区新横浜一丁目 19 番 20 号
ユニプレス株式会社
代表取締役　浦西　信哉

乙　横浜市港北区新横浜三丁目 19 番 1 号
株式会社ユニプレス技術研究所
代表取締役　塩川　進次